別紙１

○総務省令第　　号

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第四条及び第四条の十の規定に基づき、行政書士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年　　月　　日

総務大臣　藤井比早之

行政書士法施行規則の一部を改正する省令

行政書士法施行規則（昭和二十六年総理府令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（試験事務の範囲） 第二条　削除 （帳簿） 第二条の十　法第四条の十の総務省令で定めるものは、次のとおりとする。 ［一～三　略］ 四　受験者の受験番号、氏名、住所、生年月日、得点及び合否の別 五　合格した者の受験番号を公告した日（次条において「合格公告日」という。） ［２・３　略］ （試験結果の報告） 第二条の十一　指定試験機関は、試験を実施したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を委任都道府県知事に提出しなければならない。 ［一～四　略］ 五　合格者数 六　合格公告日 ２　前項の報告書には、合格者の受験番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表を添付しなければならない。	（試験事務の範囲） 第二条　法第四条第一項の総務省令で定めるものは、合格の決定に関する事務とする。 （帳簿） 第二条の十　法第四条の十の総務省令で定めるものは、次のとおりとする。 ［一～三　同上］ 四　受験者の受験番号、氏名、住所、生年月日及び得点 ［新設］ ［２・３　同上］ （試験結果の報告） 第二条の十一　指定試験機関は、試験を実施したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を委任都道府県知事に提出しなければならない。 ［一～四　同上］ ［新設］ ［新設］ ２　前項の報告書には、受験者の受験番号、氏名、住所、生年月日及び得点を記載した受験者一覧表を添付しなければならない。
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、令和十年四月一日から施行する。